

1. 計画の位置づけ

本計画は、甲賀市地域産業振興基本条例の基本理念に基づき、商工業の振興施策を計画的に推進することにより、時代の流れを見極めながらヒト・コト・モノの投資を戦略的に展開するために、市の商工業振興のビジョンを示すものです。

平成29年度から始まる第2次甲賀市総合計画を上位計画とする商工業分野における個別計画として位置づけられるものであり、商工業の振興を通じて第2次甲賀市総合計画に定めた未来像、「あい甲賀 いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまち」を実現することを目的としています。

2. 計画期間

平成29年度から始まる第2次甲賀市総合計画の計画期間が、平成29年度から平成40年度になったことに合わせ、平成31年度から平成40年度までの10年間を本計画の計画期間とします。

総合計画の基本計画が4年を一つの期間として示されることから、総合計画基本計画に合わせ、進捗状況や社会情勢、経済情勢を踏まえた見直しを行います。

	2017	2019	2020				2024				2028
総合計画											
基本構想	計画期間：12年間 平成29（2017）年度から平成40（2028）年度										
基本計画	第1期 4年間			第2期 4年間				第3期 4年間			
商工業振興計画	計画期間：10年間 平成31（2019）年度から平成40（2028）年度										
			見直し				見直し				
実施計画	2年		4年				4年				

3. 商工業振興の課題

1) 工業

市内に3箇所ある新名神高速道路のICなどの良好な交通アクセスに恵まれ、平成18年から11年連続で工業製品出荷額が滋賀県内1位になるなど、ものづくり産業は税収や雇用でも極めて大きな役割を果たしています。

しかしながら、このことは域内経済がものづくり産業に大きく依存していることでもあります。市内製造業の多くが、量産工場であり、経営決定権や研究開発機能がない事業所も多く、工場の拠点集約化や雇用環境の変化などにより

市外へ流出するリスクがあります。

また、工業団地だけでなく工業団地外に立地する企業においても、広大な地域に関わらず設備投資による用地拡張や新たな企業立地のニーズに即時の対応ができていないことから、現在新たな工業団地の造成を進めています。

2) 商業・サービス業

経営状況の厳しさが増すなか、更に店主の高齢化等に伴い、商売をやめて店舗を閉じるケースが増加しています。地域に密着した個人商店の減少、それに代わる市郊外へのナショナルチェーン店増加によって本市の地域商業としての個性が失われるとともに、地域コミュニティやまちづくりを支えるまちの活性化の担い手が減少しています。

従来の商業の支援制度は、商業団体を対象とするものが一般的でしたが、商業団体を構成する個店そのものが減少している状況の中で、まず商業の担い手をつくるため、個店そのものを支援する必要があります。

3) 地場産業

信楽焼は、日本六古窯の一つとして日本遺産に認定されており、歴史や伝統、また、大物から精緻な小物まで、様々な陶器を生み出す優れた技術を有し、陶磁器の中でも日本有数の高い知名度があります。しかしながら、生活様式の変化による国内市場縮小、安価な海外製品の輸入増加などにより、その生産額は平成4年のピーク時の2割程度、従業員数は3割程度まで減少しており、厳しい経営状況が続いています。

このような中、海外販路の開拓、異業種コラボレーション、ソーシャルメディアの活用などに意欲的に取り組み、成果を出している事業所が増えてきており、産地全体への広がりが求められています。

医薬品製薬業は滋賀県内の地場企業の医薬品生産金額の内、約9割を生産するなど稼ぐ力の強い重要な本市の基幹産業となっています。少子高齢化に伴い、国内の医薬品製造業の市場規模は拡大の傾向にありますが、国の薬価改定の動きや価格競争等、厳しい環境が続いています。

また、医薬品製造に関わる容器等の関連産業は市外調達に依存しており、関連産業の集積による市内経済の好循環を生み出すことが望まれます。

配置薬販売はライフスタイルの変化に応じて縮小傾向にあり、販売員の高齢化も進行していることから、構造的な課題を抱えています。

4) 中小企業振興と新たな産業

市内における4,031事業所(平成26年経済センサス)のうち従業員規模が30人以下の事業所は3,985事業所(92.6%)となっており、多くの事業所は中小規模の事業所です。地域経済の活性化には、中小企業の生産性や競争力の強化、企業再生が欠かせないことから、関係機関によるきめ細か

な伴走支援により経営基盤の強化や経営の安定化を図ることが必要です。

また、起業家育成と起業後の経営支援を通じて経営者人材の育成を図り、創業しやすい環境の整備や、近隣大学との連携により、製造業以外の幅広い産業を振興し人口減少社会に立ち向かうための、次の稼ぐ力となる新たな産業創出が必要です。

5) 就業促進と人材育成

人口減少局面にある本市における生産年齢人口は現在の5万4千人から30年後には約3割、1万7千人減少すると推計されており、労働者不足や高齢化、後継者不足などの解消にむけ、就業の促進と人材育成は喫緊の課題です。

本課題の解決にむけ、市内企業の人材確保支援や、生産性向上、女性参画、高齢者活躍、働き方改革の推進が重要になります。

4. 計画の基本的な考え方

1) 事業者の主体的な取り組みを支援します

基本理念に定めるとおり、地域産業の振興には事業者の自らの創意工夫及び自主的な経営努力が基本となります。社会経済情勢の変化に対応するためには、商工業者自らが時代の流れ、消費者動向などの社会的ニーズを的確に把握し、経営革新、創造的な活動への転換など、生産性や販売力強化に取り組む必要があります。

商工業振興は、行政が事業者に一方向的に施策を講じるのではなく、商工業者の主体的な活動に対して、行政が支援してこそ効果が期待できます。

そのため、商工業振興に当たっては、自らの経営努力により主体的に取り組んでいる事業者を重点的に支援していきます。

2) 地域資源を活かした産業を振興します

経済のグローバル化が進展する中で、地域特性を活かした付加価値の高い地域ブランドづくりに取り組むことは、伝統工芸や地場産業の振興に大きな役割を果たし、観光地としての魅力を支えます。各産業の多様な機能を引き出し、産業間の連携を高めながら、地域資源を活かした産業の振興を進めます。

3) 商工業を担う人づくりを進めます

急速に進行する、人口減少・少子高齢化による、生産年齢人口の減少は様々な産業分野で人材不足問題を深刻化させており、本市の商工業振興には、人材の育成・確保が不可欠です。

人づくりは、すべての活動の基盤になるものとの視点に立ち、産業のニーズにあった人材の育成・確保を図り、若者、女性、高齢者、障がい者等の活躍を促進するとともに、魅力ある雇用の場の創出を図ります。

4) 中小企業の振興を重視します

市内事業所の多数を占める中小企業は、新しい商品や技術の開発など積極果敢な挑戦を続けているほか、その事業活動を通して、雇用や税収への寄与をはじめ、まちづくりや災害対応など、地域社会に貢献する重要な役割を果たしていることから、中小企業の振興策を示すことを重視します。

5) 行政の推進体制

商工業とは、非常に幅広い分野の取り組みに関わるものであり、商工業振興施策は担当部局の事業に限定されるものではありません。全庁的な商工業振興の体制構築に向け、まちづくり、都市基盤の整備、シティーセールス、人材育成、防災等、幅広い分野とのさらなる連携を推進し、市を挙げて甲賀市の商工業振興に取り組むことを示す計画づくりを図ります。

5. 基本方針と基本目標

第2次甲賀市総合計画に定めた未来像を実現するために、本計画が目指すべき方向性を示す基本方針と、基本方針に基づいて推進する取り組みの柱として、5つの基本目標を次のように定めます。

基本方針

時代の流れを見極めながらヒト・コト・モノの投資を戦略的に展開することにより、域内消費の拡大と、域外からの稼ぐ仕組みをつくり、地域経済の循環で、活気あふれるまちを目指します。

基本目標1 産業基盤の整備・企業誘致の強化

地域を支えるものづくり産業を担う企業を応援するため、工業用地の創出、操業環境の整備、支援体制の拡充を行い、企業立地を促進します。

- 施策 1-1 企業活動を活性化させる環境整備
1-2 工業用地創出による、企業誘致・立地の推進
1-3 優遇措置等による設備投資の促進

基本目標2 商業・サービス業の活性化

意欲的な個店等の取り組みへの支援を通じて、交流人口の増加と商業・サービス業の活性化を図ります。

- 施策 2-1 農商工連携による地域資源の活用
2-2 きめ細かな伴走支援の仕組み作り
2-3 意欲的な個店等の直接支援

基本目標 3 地場産業の維持拡大

地場産業の経営基盤強化や新技術・新製品開発、海外需要の取り組みなどへの取り組みを支援します。

- 施策 3-1 国内外への地場産業の魅力発信
- 3-2 技術伝統の継承・育成
- 3-3 新たな市場開拓・販路の維持拡大

基本目標 4 新たな産業の創出と創業支援

ものづくり産業によりかかった産業構造から脱却し、人口減少に立ち向かうための新たな「稼ぐ力」の創出、創業に対する積極的な支援を行います。

- 施策 4-1 地域資源を活かした地域プロジェクトの創出
- 4-2 産官学連携による新分野・新事業展開の支援
- 4-3 創業支援の強化
- 4-4 観光関連産業の活性化

基本目標 5 経営と雇用の安定化

中小企業の経営支援を図るとともに、雇用機会の確保・安定化に努めます。

- 施策 5-1 中小企業の経営支援
- 5-2 事業承継・連携の推進
- 5-3 女性・高齢者の活躍推進
- 5-4 働き方改革・ワークライフバランスの推進
- 5-5 人材の育成・確保支援

6. 実施計画

5つの基本目標に基づいて具体的に取り組む事業を「実施計画」として示します。実施計画については、総合計画の基本計画にあわせその内容を見直すものとします。